

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第33号

答申番号：令和3年度答申第30号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

令和3年7月13日付け診断書（以下「新たな診断書」という。）によると、請求人の長女（以下「本件児童」という。）には、「盗み」や「不潔」といった問題行動及び習癖（以下「本件症状」という。）があるにもかかわらず、このことを顧みずに行われた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給に係る障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によるとされ、請求人から提出された令和3年3月9日付け診断書（以下「本件診断書」という。）によると、本件児童の障害の状態は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める2級の状態に該当しない。

なお、本件児童の主治医（以下「本件主治医」という。）は、新たな診断書について、本件診断書から新たな診断書を作成するまでの間に本件児童の障害の状態に変化があった旨の回答を行っているから、原処分に影響を及ぼすものでない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件児童には本件症状がある旨を主張するが、本件診断書から新たな診断書を作成するまでの間に本件児童の障害の状態に変化があったものと認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年1月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によると、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書の記載内容をみると、本件児童については「知的障害」及び「自閉スペクトラム症」があり、知的障害が「中度」とされ、「読み」、「書き」及び「算数」の学習障害があり、発達障害関連症状はいずれも「乏しい」とされ、神経症状は「自閉」及び「思考障害」があるとされている。他方、知能指数はIQ59とされ、意識障害・てんかん並びに問題行動及び習癖は「無」とされている。また、日常生活能力の程度は「ほぼ自立している」とされ、食事、洗面、排泄及び衣服はいずれも「自立」と、危険物は「場所はわかる」と、睡眠は「問題なし」と、要注意度は「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。これらの記載からは、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」の状態にあるとまでは認められない。よって、本件児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした処分庁の嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、本件児童には本件症状がある旨を主張するが、本件主治医は、本件診断書作成時点において、本件症状は見られなかった旨の回答を行っていることから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子